

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規程に基づき、次のとおり公告します。

平成26年2月17日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名及び施工地区

鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（その2）

ア 西京営業所管内A工区(国道9号線物集女街道以北 新山陰街道物集女街道以北，新山陰街道中山・向日線以西の西京営業所管内)

イ 西京営業所管内B工区(国道9号線物集女街道以南 新山陰街道物集女街道以南，新山陰街道中山・向日線以東の西京営業所管内)

ウ 左京営業所管内A工区（修学院離宮道白川通以北の修学院離宮道白川通以西，北大路白川通以北の左京営業所管内）

エ 左京営業所管内B工区（修学院離宮道白川通以南，北大路通川端通以東，今出川通川端通以北の左京営業所管内）

オ 左京営業所管内C工区（北大路通川端通以南，今出川通川端通以南の左京営業所管内）

カ 九条営業所管内A工区（大宮通J R京都線以東，壬生川通J R京都線以東，九条通壬生川通以北の九条営業所管内）

キ 九条営業所管内B工区（大宮通J R京都線以西，壬生川通J R京都線以西，九条通油小路以南，十条通油小路以北，十条通西大路通以北，九条通西大路通以北，九条通葛野大路通以北，J R京都線葛野大路通以北の九条営業所管内）

ク 九条営業所管内C工区（九条通油小路通以南，十条通油小路通以南，十条通西大路通以南，九条通西大路通以南，九条通葛野大路通以南，J R京都線葛野大路通以南の九条営業所管内）

ケ 伏見営業所管内A工区（師団街道府道中山稻荷線以西，琵琶湖疏水府道中山稻荷線以西，琵琶湖疏水津知橋通以北，油小路通津知橋通以西，油小路通油掛通以北，桂川油掛通以東の伏見営業所管内）

コ 伏見営業所管内B工区（師団街道府道中山稻荷線以東，府道中山稻荷線琵琶湖疏

水津知橋通以東，津知橋通国道24号線以東，国道24号線宇治川以北の伏見営業所管内)

サ 伏見営業所管内C工区(桂川以西，桂川油掛通以南，油小路通油掛通以西の伏見営業所管内)

シ 伏見営業所管内D工区(津知橋通国道24号線以南，津知橋通油小路通以南，国道24号線宇治川以南の伏見営業所管内)

(2) 工事及び契約の概要

本市域において，配水管から分岐した道路又は通路部分等の鉛製給水管の取替え及び40ミリメートル以下の水道メーターの移設について(1)に掲げる施工地区ごとに，工種別の単価契約をするものである。

(3) 予定数量

基準単価総括表のとおり

(4) 契約期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

2 本件入札に関する問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

3 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は，一般競争入札参加資格確認申請書を提出する(5)にあつては公告の日から開札の日までの間)において，次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 京都市上下水道局(以下「当局」という。)の平成25年度の競争入札有資格者名簿(工事)に「管工事」(給排水衛生関係)の種目に登録されており，平成26年度の競争入札有資格者名簿(工事)に同種目で登録予定の者

(2) 当局の「補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者」に登録があること。

(3) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設業法第27条の27の

規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日の翌日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）における「管」の種目の総合評定値が700点以上であること。

- (4) 建設業法の定めるところにより、本件工事施工に必要な主任技術者を1(1)アからシまでの入札参加希望工区ごとに専任で配置できること。また、当該技術者が次の条件を全て満たしていること。

ア 常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

イ 給水装置主任技術者の資格取得後1年以上の実務経験を有する者であること。

ウ 平成26年4月1日から当該工事に専任で配置が可能な者であること。

エ ウについて、工事实績情報システム（コリンズ）で確認できること。

なお、入札参加資格確認申請書の提出後、配置予定技術者を変更することは認められない。また、落札した場合において、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は、原則、認められないものとする。

- (5) 京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 当局が実施した当該種目における一般競争入札に応札し、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと、又は落札決定に至っていない同種目の他の入札において低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合（本件入札の開札の直前の開庁日の午後5時までに提出した場合に限る。）又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

- (7) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一

方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札方法等

(1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、用度課に設置する入札端末機（規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）

- (2) 入札は、1(1)に挙げるアからシまでの工区ごとに実施する。
- (3) 入札を行う者は、基準単価総括表別表1に示す工種について、口径及び工種ごとの単価及び当該単価に予定数量を乗じた価格を記載した基準単価表(以下「基準単価表」という。)を作成しなければならない。ただし基準単価表の様式は、当局の指定様式とする。
- (4) 入札金額については、基準単価総括表別表1の各基準単価に予定数量を乗じた総額の範囲内で行うものとする。基準単価表の口径及び工種ごとに見積もった契約希望単価にそれぞれの予定数量を乗じたものの合計金額(以下「総価」という。)を入力すること。落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。また、基準単価表に記載する単価についても、基準単価総括表別表1の各基準単価の範囲内とし、消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。
- (5) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、次のア又はイの方法により、当該工事に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、(8)に記載する入札期間に入札を行うこと。設計図書等を入手しなかった場合、積算不能として、本件入札に参加することはできないものとする。

なお、入手した設計図書等は、本件入札の積算及び落札した場合の契約履行にのみ利用することとし、それ以外の目的に利用することを禁止する。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を入手し、(6)により設計図書等を購入する。

なお、本件入札の設計図書の全部又は一部については、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用し、ダウンロードして入手することもできる。この場合、ダウンロードして入手した部分については、(6)による購入をしないこともできる。

イ 端末機利用者は、用度課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手し、(6)により設計図書等を購入する。

- (6) (5)ア及びイにより当該工事に係る設計図書等を購入しようとする者は、前項で入手した複写承認書を(5)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

(設計図書等の販売業者)

(株)平安光業

京都市中京区間之町通御池上ル高田町503花柳ビル1F

(電話075-231-1177)

(7) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(8) 入札期間

平成26年3月12日(水)、3月13日(木)及び3月14日(金)の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(9) 予定価格及び最低制限価格

ア 1(1)アに係る入札

予定価格 ￥65,455,900円(消費税及び地方消費税を含まない。)

最低制限価格 ￥57,230,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

イ 1(1)イに係る入札

予定価格 ￥64,160,800円(消費税及び地方消費税を含まない。)

最低制限価格 ￥56,100,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

ウ 1(1)ウに係る入札

予定価格 ￥64,182,200円(消費税及び地方消費税を含まない。)

最低制限価格 ￥56,120,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

エ 1(1)エに係る入札

予定価格 ￥62,869,500円(消費税及び地方消費税を含まない。)

最低制限価格 ￥54,980,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

オ 1(1)オに係る入札

予定価格 ￥61,537,900円(消費税及び地方消費税を含まない。)

最低制限価格 ￥53,810,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

カ 1(1)カに係る入札

予定価格 ￥83,609,100円(消費税及び地方消費税を含まない。)

最低制限価格 ￥73,090,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

キ 1(1)キに係る入札

予定価格 ￥82,330,900円(消費税及び地方消費税を含まない。)

最低制限価格 ￥71,980,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

ク 1(1)クに係る入札

予定価格 ￥81,026,300円(消費税及び地方消費税を含まない。)

最低制限価格 ￥70,840,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

ケ 1(1)ケに係る入札

予定価格 ￥71,936,400円(消費税及び地方消費税を含まない。)

最低制限価格 ￥62,900,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

コ 1(1)コに係る入札

予定価格 ￥69,355,200円(消費税及び地方消費税を含まない。)

最低制限価格 ￥60,640,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

サ 1(1)サに係る入札

予定価格 ￥68,076,500円(消費税及び地方消費税を含まない。)

最低制限価格 ￥59,530,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

シ 1(1)シに係る入札

予定価格 ￥66,742,100円(消費税及び地方消費税を含まない。)

最低制限価格 ￥58,360,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

(10) 各工種の基準単価

基準単価総括表(1,2-1及び2-2)により公表する。

(11) 入札参加資格確認申請書等の提出

入札者は、(13)に記載の方法により次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(用紙交付)

イ 技術者配置予定調書(用紙交付)

3(4)の技術者を記載し、条件に関する書類等を添付すること。

ウ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知(建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日の翌日において有効(審査基準日から1年7箇月以内)なものに限る。)の写し

エ 会社の住所又は所在地、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記載した基準単

価表及び入札金額内訳書（用紙交付）

(12) 入札参加資格確認申請書等の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、用度課のホームページに入札公告と併せて入札参加資格確認申請書等を掲示するので、用度課のホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A 4判の帳票として印刷し使用すること。

(13) 入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office2003で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader7.0で扱えること。）にして添付すること（添付できるデータは1ファイルのみであるので、入札参加資格確認申請書等を1つのファイルにして添付すること。）。なお、(11)エの基準単価表及び入札金額内訳書については、以下のイの方法により「入札資料提出ポスト」に投函してもよい。

イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入、封かんし、封筒表面には工事名、工事場所及び開札予定日時のみを記載して、入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成26年3月17日（月）午前9時から順次開札を行う。

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格及び基準単価表等の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認められた者を落札者とする。

(4) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア 規程第3条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第27条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。

エ その他管理者が特に入札参加資格を有することが不相当であると認めたとき。

(5) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあっては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から用度課のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

(6) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

6 契約方法

契約の締結は単価契約とし、基準単価総括表別表1に示す工種については、基準単価表の口径及び工種ごとの単価に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（円未満は切り捨てるものとする。）を契約金額とする。基準単価総括表別表2-1及び2-2に示す工種の単価については、基準単価総括表別表2-1及び2-2の各基準単価に本件入札における小数点以下第5位までの落札率（入札書に記載の総価を予定価格で除して、小数点以下第6位以下を切り捨てたものをいう。）を乗じたものを契約金額とする。ただし、円未満は切り捨てるものとする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

8 入札の無効

規程第12条各号（第3号を除く。）に該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本件の契約日は平成26年4月1日とする。
- (2) 本件契約に係る予算が成立しないときは、本公告は無効とする。また、落札後、契約を締結するまでの間に落札者と契約を締結することが不相当であると認められる事由が生じた場合は契約を締結しない。これらの場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、入札参加者は、その費用を当局に請求することはできない。
- (3) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。
- (7) 設計図書等の内容に関する質問は受け付けない。
- (8) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施行に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札業者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

- (9) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

- (10) 本件入札に係る公告、設計図書、仕様書等に変更があった場合又は本件入札に関して補足事項がある場合は、用度課のホームページに、本件入札の入札情報に付してお知らせを掲載する。このお知らせの掲載は、入札期間初日の5開庁日前までに行う。

上記のお知らせを掲載するホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.jp/suido/nyusatu/nyusatuinfo/nyusatuindex.html>

- (11) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

(上下水道局総務部用度課)